

令和7年9月2日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起、エアコン、ACアダプター（ノートパソコン用）（「ノートパソコン」として公表）、イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵）に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
（うちエアコン1件、ノートパソコン1件、
イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 15件
（うち電気掃除機（充電式、スティック型）1件、ヘアアイロン1件、
電気冷蔵庫1件、電気洗濯機1件、リチウム電池内蔵充電器2件、
ヘアドライヤー1件、ポータブル電源（リチウムイオン）1件、
扇風機2件、照明器具（充電式）1件、電動アシスト自転車1件、
テレビゲーム機1件、除湿乾燥機1件、扇風機（充電式、携帯型）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 長期使用の扇風機についての注意喚起

(管理番号：A202500532)

①事象について

当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（50年以上）された製品

②使用者への注意喚起

長期使用の古い扇風機は、モーター、コード、コンデンサー等の電気部品の経年劣化により出火に至るおそれがあります。

御使用の際に、次のような症状がある場合は、すぐに使用を中止し、電源プラグをコンセントから外して、製造事業者等に御相談ください。



●電源コードが折れ曲がったり破損している。

●電源コードに触れると、ファンが回ったり回らなかったりと動きが不安定である。

また、扇風機を使用していないときは、電源プラグをコンセントから抜いてください。古い扇風機では、電源が入っているにもかかわらず、ファンが回っていないことでスイッチが「切」の状態になっていると誤認することがあり、そのまま放置すると出火に至るおそれがありますので御注意ください。

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）の注意喚起

・消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」

（2016 年 6 月 14 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」

（2018 年 6 月 28 日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

「エアコン・扇風機の事故に注意～6 月から急増！火災事故～」

（2019 年 6 月 27 日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000099435.pdf>

(参考) 長期使用の扇風機について注意喚起を行っている主な製造事業者及び問合せ先

ブランド名	製造事業者名	URL／問合せ先
SANYO 日本電気 ゼネラル	三洋電機株式会社	https://www.panasonic.com/jp/company/sanyo/info/psef080430.html 扇風機相談室 電話番号：0120-34-0979 受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。） ※同社では、昭和52年以前の扇風機について、使用の中止を呼び掛けています。次のURLで該当機種か否かがチェックできます。 https://www.panasonic.com/jp/company/sanyo/info/pdf/psef080430_list_s.pdf <次の事業者でも注意喚起を行っています。> 日本電気株式会社 http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html 株式会社富士通ゼネラル https://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/
SHARP	シャープ株式会社	https://jp.sharp/support/safety/fan_info.html お客様相談センター 電話番号：0120-078-178（固定電話、PHS） 0570-550-449（携帯電話） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。）
TOSHIBA	東京芝浦電気株式会社（現 東芝ホームテクノ株式会社）	https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm 東芝生活家電ご相談センター 電話番号：0120-1048-76 0570-0570-33（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（事業者休日を除く。）
National	松下精工株式会社（現 パナソニック エコシステムズ株式会社）	https://panasonic.co.jp/hvac/pes/info/important/e-fan.html 長期使用扇風機の相談窓口 電話番号：0120-880-107 受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）
HITACHI	株式会社日立製作所（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社）	https://kadenfan.hitachi.co.jp/lng_hyoji/elfan/index.html 日立長期使用製品安全表示制度窓口 電話番号：0120-3121-11 050-3155-1111（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～17:30 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。）
富士電機 Fuji Electric	富士電機株式会社	https://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html 広報担当部門 電話番号：0120-12-6504（携帯電話、PHS 利用可） 受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く。） 同時間帯以外でお急ぎの方 電話番号：0120-24-9277
MITSUBISHI	三菱電機株式会社	https://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html 問合せ窓口 電話番号：0120-490-499 受付時間：9:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）

（２）三菱重工業株式会社（現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社）が輸入したエアコンについて
（管理番号：A202500523）

①事象について

三菱重工業株式会社（現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社（法人番号：4010401123213））が輸入したエアコン及び周辺を焼損する火災が発生し、2 名が軽傷を負いました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検・改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品の一部で、特定条件に当てはまる場合、室内送風用ファンモーターのリード線接続部から発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018 年（平成 30 年）1 月 11 日にウェブサイトへ情報掲載（2018 年 5 月 30 日改訂）を行うとともに、同月 13 日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202500523）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、形式、対象台数

○製品名：エアコン

エアコンの一部の機種のうち、1999 年 10 月から 2007 年までに輸入されたもの。

○形 式：事業者ウェブサイトにて御確認ください。

<https://www.mhi-mth.co.jp/information/pdf/180115.pdf>

○対象台数：約 93 万台

【リコール実施状況】

2018 年（平成 30 年）1 月 11 日からリコール（無償点検・改修）を実施

改修率：9.6%（2025 年 7 月 31 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

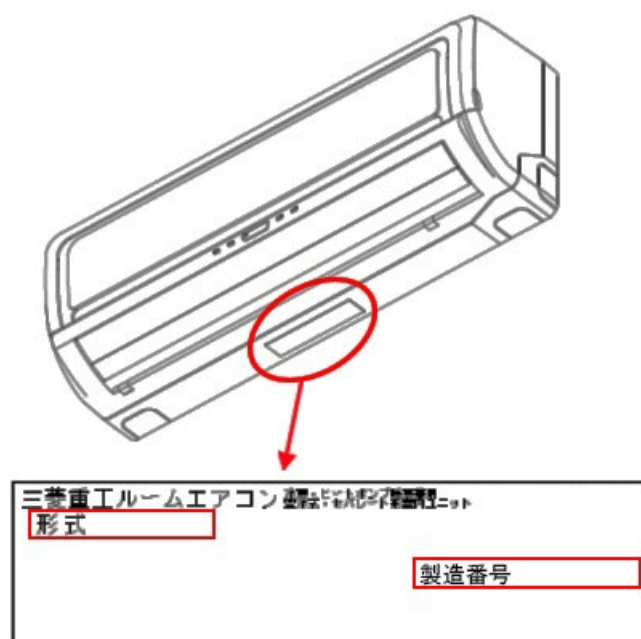
年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	0	—	2017年度	1	火災
2024年度	2	火災	2016年度	4	火災
2023年度	1	火災	2015年度	1	火災
2022年度	3	火災	2014年度	1	火災
2021年度	4	火災	2013年度	0	—
2020年度	3	火災	2012年度	0	—
2019年度	6	火災	2011年度	0	—
2018年度	3	火災	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500523）は含まない。

<対象製品の確認方法>

対象製品の「形式」及び「製造番号」は、本体下部に貼付されている銘板を御確認ください。また、対象製品であるかどうか、事業者ウェブサイトにて御確認いただくか、下記問合せ先まで御連絡ください。

ウェブサイト：<https://www.mhi-mth.co.jp/important/180115/>



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

三菱重工冷熱株式会社（国内総販売店） 点検受付専用窓口

電 話 番 号：0120(224)570

受 付 時 間：9時～18時（月～金）

9時～17時（土・日・祝日）

ウェブサイト：<https://www.mhi-mth.co.jp/important/180115/>

(3) 株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したACアダプター（ノートパソコン用）（「ノートパソコン」として公表）について
（管理番号：A202500534）

①事象について

事務所で株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したACアダプター（ノートパソコン用）及び周辺を焼損する火災が発生しました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火したものと考えられます。

②再発防止策

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）6月22日及び2024年（令和6年）2月21日にウェブサイトへ情報掲載を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償交換を実施しています。

③対象製品：製品名、型番（部品番号）、製造期間、対象台数

製品名	型番（部品番号）	製造期間	対象台数
パソコン用 AC アダプター	G71C0009S114	2008 年 4 月 ～ 2012 年 12 月	19,343
	G71C0009S214		33,052
	G71C0009S414		14,501
	G71C0009S112		130,508
	G71C0009S212		181,621
	G71C0009S412		3,899
	G71C0009S110		336,579
	G71C0009S210		600,348
	G71C0009S410		27,265
	G71C0009T110		175,681
	G71C0009T112		160,276
	G71C0009T114		31,849
	G71C0009T116		60,402
	G71C0009T210		292,357
	G71C000DX110		10,698
	G71C000DX410		98,105
	G71C000F7110		71,754
	G71C000BY110		10,384
	G71C000DH110		42,277
	G71C000DH410		159,402
	G71C000DM110		65,711
	G71C000DM410		294,587
	G71C000AE110		76,231
	G71C000AE210		164,928
	G71C000AE410		1,873
	G71C000AE112		26,666

	G71C000AE212		535, 844
	G71C000AE412		5, 225
	G71C000DP110		271, 892
	G71C000DP410		71, 287
	G71C000AR110		18, 967
	G71C000AR210		375, 910
	G71C000AR310		95, 857
	G71C000AR410		41, 170
	G71C0009T212		116, 108
	PA1750-04		359, 941
合計		4, 982, 498	

2018 年（平成 30 年）6 月 22 日からリコール（無償交換）を実施
回収率：20.1%（2025 年 7 月 31 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

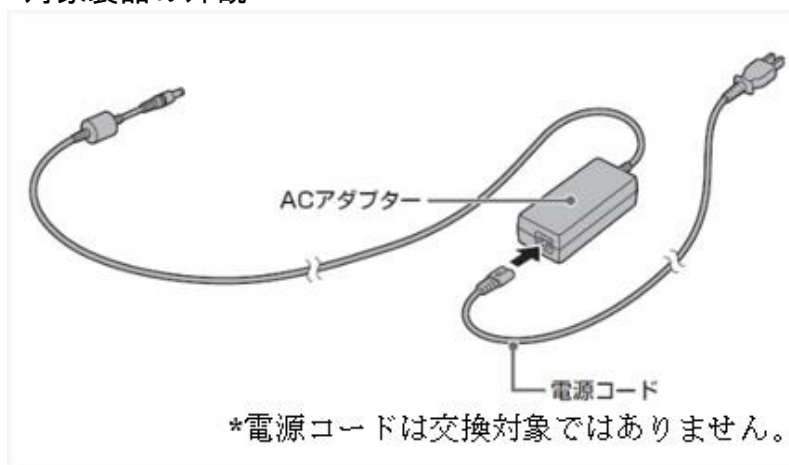
対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです（「ノートパソコン」、「デスクトップパソコン」又は「AC アダプター（ノートパソコン用）」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	4	火災	2017年度	4	火災
2024年度	10	火災	2016年度	4	火災
2023年度	6	火災	2015年度	1	火災
2022年度	0	—	2014年度	0	—
2021年度	2	火災	2013年度	0	—
2020年度	3	火災	2012年度	0	—
2019年度	8	火災	2011年度	0	—
2018年度	8	火災	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500534）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

(1) 対象製品の外観



(2) 対象製品の確認方法



対象のACアダプター型番（部品番号）とシリアル番号は、以下のURLから確認できます。

<https://acadaptercheck.dynabook.com/AdapterUpdate/ManualCheck?region=TJPN&lang=ja&country=JP>

交換用に提供するACアダプターは、交換前のものと比べて、プラグ形状が異なり、L字型となっています。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償交換を受けていない方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからACアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

Dynabook株式会社「dynabook ACアダプター交換窓口」

電話番号：0120(008)772

受付時間：9時～18時（土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。）

ウェブサイト：<https://acadaptercheck.dynabook.com/AdapterUpdate/InformationJapan?region=TJPN&country=JP&lang=ja>

（４）株式会社オーディオテクニカが輸入したイヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵）について
（管理番号：A202500535）

①事象について

事務所で株式会社オーディオテクニカ（法人番号：4012301000450）が輸入したイヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵）を机の上に置いていたところ、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、充電ケースの内蔵充電電池の不具合により、充電ケースが発煙・発火したものと考えられます。

②再発防止について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2024年（令和6年）11月15日にウェブサイトへ情報掲載するとともに、販売店への案内、ダイレクトメールの送付を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

③対象製品：商品名、JANコード、製造番号、販売期間、対象台数

商品名	JANコード	製造番号	販売期間	対象台数
ATH-SQ1TW2 BK	4961310160456	2322 ～ 2426	2023年7月4日 ～ 2024年11月8日	44,600
ATH-SQ1TW2 CA	4961310160487			
ATH-SQ1TW2 GR	4961310160494			
ATH-SQ1TW2 NRD	4961310160470			
ATH-SQ1TW2 PBW	4961310160500			
ATH-SQ1TW2 WH	4961310160463			

2024年（令和6年）11月15日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：77.4%（2025年7月31日）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による2023年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	2	火災
2024年度	0	—
2023年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500535）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

対象製品の外観（グリーン）



対策前と対策後の判別方法



無償交換対象番号:2322 ～ 2426

※4桁の数字範囲が無償交換の対象ロットです。

対象ロットに該当しない製品、また、4桁数字のあとに「B」の表示がある製品につきましては、引き続き安心してご使用いただけます。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う充電ケースの無償交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社オーディオテクニカ 専用コールセンター

電話番号：0120(768)774

受付時間：9時～17時30分（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://form.run/@audio-technica-ATH-SQ1TW2>

<https://www.audio-technica.co.jp/product/notice/18>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、山田、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500523	令和7年8月12日	令和7年8月28日	エアコン	SRKS40E1G2-W	三菱重工業株式会社 (現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社) (輸入事業者)	火災 軽傷2名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。現在、原因を調査中。	島根県	製造から15年以上経過した製品 令和7年8月21日に消費者安全法の重大事故等として公表 済 平成30年1月11日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率:9.6%
A202500534	令和7年8月19日	令和7年8月29日	ノートパソコン	dynabook R741/D	株式会社東芝(現 D ynabook株式会社) (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火したものと考えられる。	東京都	平成30年6月22日からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率:20.1%
A202500535	令和7年8月19日	令和7年8月29日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵)	ATH-SQ1TW2	株式会社オーディオテクニカ (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を机の上に置いていたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、充電ケースの内蔵充電電池の不具合により、充電ケースが発煙・発火したものと考えられる。	東京都	令和6年11月15日からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率:77.4%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500522	令和7年7月7日	令和7年8月28日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和7年7月25日に消費者安全法の重大事故等(電気掃除機(充電式))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月11日
A202500524	令和7年8月14日	令和7年8月28日	ヘアアイロン	火災	当該製品に延長コードを接続して使用中、当該製品の電源プラグと延長コードとの接続部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202500525	令和7年8月19日	令和7年8月28日	電気冷蔵庫	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	高知県	製造から30年以上経過した製品 令和7年8月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500526	令和7年8月16日	令和7年8月28日	電気洗濯機	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から10年以上経過した製品
A202500527	令和7年7月10日	令和7年8月28日	リチウム電池内蔵充電器	火災	駅のホームで当該製品をリュックサックに入れていたところ、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和7年7月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月19日
A202500528	令和7年8月 ※不明	令和7年8月28日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月20日
A202500529	令和7年8月21日	令和7年8月28日	ヘアドライヤー	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部から発火する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	奈良県	
A202500530	令和7年7月29日	令和7年8月28日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月29日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500531	令和7年7月25日	令和7年8月28日	扇風機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	宮城県	製造から30年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月22日
A202500532	令和7年8月7日	令和7年8月28日	扇風機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から50年以上経過した製品 長期使用の扇風機について「使用上の注意の呼び掛け」を実施(特記事項を参照)
A202500533	令和6年6月3日	令和7年8月29日	照明器具(充電式)	火災	当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年6月27日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202500536	令和7年8月17日	令和7年8月29日	電動アシスト自転車	火災	屋外の敷地で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	
A202500537	令和7年7月28日	令和7年8月29日	テレビゲーム機	火災	当該製品を充電中、当該製品の内部(コネクタ)を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月21日
A202500538	令和7年8月6日	令和7年8月29日	除湿乾燥機	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	宮城県	令和7年8月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500539	令和7年8月5日	令和7年8月29日	扇風機(充電式、携帯型)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし